



医 薬 発 0425 第 1 号
7 消 安 第 611 号
環水大管発第 2504251 号
令 和 7 年 4 月 25 日

各 〔 都 道 府 県 知 事 〕 殿
〔 保 健 所 設 置 市 市 長 〕
〔 特 別 区 区 長 〕

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長
環 境 省 水 ・ 大 気 環 境 局 長
(公 印 省 略)

令和 7 年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化等について従来、格別の御配慮をいただいているところです。

しかし、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等への被害の発生事例や、農薬の不適正使用を原因とした事故事例が依然として確認されています。

また、農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂のへい死が確認されるため、養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が情報交換等を通じて連携を密に行うよう、引き続き指導を行う必要があります。

さらに、再評価制度の導入等により、最新の科学的知見に基づき評価された安全な農薬の確保・供給を図ることとしておりますが、生産現場で農薬の安全性を向上させるためには、安全な農薬の確保・供給だけではなく、農薬使用者が農薬の適正使用等に努めていくことが重要です。農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 27 条において、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」ことが規定されており、国や都道府県においても、農薬使用者による農薬の適正使用に資する自発的な知識・理解の向上が図られるよう、必要な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供を行う必要があります。

以上の状況を踏まえ、本年度も、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を定め、全国的に農薬の安全かつ適正な使用を推進することとしたので、貴職におかれても農薬の安全かつ適正な使用の推進について、特段の御配慮及び御協力をお願いします。